

日時：令和5年11月24日9:30～

場所：久留米市役所7階 会議室

久留米市災害義援金品配分委員会

1 委員長、副委員長の選出

2 議 題

令和5年7月大雨災害に係る義援金の第1次配分について

久留米市災害義援金品配分委員会

委員名簿 【敬称略】

(令和4年12月1日現在)

役 職	氏 名
久留米市社会福祉協議会長	中島 年隆
久留米市民生委員・児童委員協議会長	綾部 章子
久留米市都市建設部長	坂本 淳一
久留米市健康福祉部長	宮原 義治
久留米市総務部長	吉田 秀一

2 議 題

令和5年7月大雨災害に係る義援金の第1回配分について

1 義援金の受入

義援金の配分額については、福岡県（県・日本赤十字社福岡県支部、福岡県共同募金会）が受け入れて各市町村へ配分した義援金と久留米市が単独で受け入れた義援金との合計となる。

【久留米市の受入額】

義援金区分	対象となる災害	受入額
福岡県からの1次配分（R5. 9. 30時点）	令和5年7月7日からの大雨	81,087,620円
久留米市単独での受入（R5. 10. 11時点）	令和5年7月の大雨	85,020,000円
合 計		166,107,620円

2. 義援金の配分

（1）配分対象に関する経緯

・令和2年7月豪雨以前

災害義援金：県の配分基準に従い床上浸水以上の被災世帯に配分

・住家の被害認定基準運用指針の見直し【被害区分の細分化】（令和2年3月）

「準半壊（損害割合10%以上20%未満）」及び「準半壊に至らない（一部損壊）、（損害割合10%未満）」の追加

・県の義援金配分基準の見直し

床下浸水などの「準半壊に至らない（一部損壊）」家屋も配分対象

・令和3年8月大雨に係る災害義援金

国・県の見直しに伴い、初めて床下浸水世帯を配分対象とする

（2）今回の配分対象世帯

本災害では、下表のとおり人的被害が初めて発生し、住家被害は過去最悪の規模となった。住家被害は、床上浸水以上の被災世帯に対し配分することといたしたい。

被害区分		R5. 7 豪雨※	【参考】	
			R3. 8 豪雨	R2. 7 豪雨
人的	死者	1	-	-
	重傷者（3か月以上）	5	-	-
	重傷者（1～3か月）	1	-	-
住家	全壊世帯	14	-	1
	半壊世帯	364	71	1
	床上浸水（準半壊・一部損壊）	619	485	278
	床下浸水等（一部損壊）	1,868	1,010	-

※現時点で把握している世帯数

(3) 配分比

直近で義援金の配分を行った令和3年8月豪雨災害と同様に、県配分委員会の比率を参考にしつつ、被害状況（修繕費用等）を踏まえ、下表のとおり配分比を設定したい。

【配分比（案）】

		県		久留米市	
被害区分		配分基準		配分比 (案)	【参考】 R3.8 豪雨
人 的	死者	10		10	10
	重傷者（3か月以上）	5		5	5
	重傷者（1～3か月）	3		3	3
住 家	全壊世帯	10		10	10
	半壊世帯	5		5	5
	床上浸水（準半壊・一部損壊）	1		1	1
	床下浸水等（一部損壊）	1		0.2	0.2

(4) 配分額（案）

受け入れた義援金については、対象世帯数・配分比に基づき、下表のとおり算出した1世帯あたりの額を被災世帯に配分いたしたい。

◆ 配分対象世帯数及び配分額（案）

被害区分		対象 世帯数	配分比	配分額 (1世帯あたり)
人 的	死者	1	10	500,000
	重傷者（3か月以上）	5	5	250,000
	重傷者（1～3か月）	1	3	150,000
住 家	全壊世帯	14	10	500,000
	半壊世帯	364	5	250,000
	床上浸水（準半壊・一部損壊）	619	1	50,000
	床下浸水等（一部損壊）	1,868	0.2	10,000
配分総額				149,400,000

※ 7月1日大雨により被災した世帯（床上浸水2世帯、床下浸水3世帯）を含む
（ただし、財源は久留米市単独での受入額から配分）

(5) 配分後の残額

残額については、広報等による配分対象世帯数の増加分及び第2次配分における配分原資とする。

配分後残額: 16,707,620円 (= 受入総額 166,107,620円 - 配分総額 149,400,000円)

(6) 配分方法

- ①住家被害調査の結果に基づき市が把握している対象者には、申請書及び返信用封筒を送付する。その後、申請者が指定した口座へ義援金を振り込む。
- ②市が把握できていない対象者に備え、広報くるめ、市公式ホームページに掲載するとともに、民生委員・児童委員協議会を通じて周知していく。

(7) 配分スケジュール

報道機関投込み・HP掲載	1 1月下旬
広報くるめ掲載	1 2月1日号※予定
申請書郵送	1 2月上旬から
口座振込	1 2月下旬から

3. その他

(1) 今後の対応について

今回の配分決定以降に新たに受入れた義援金については、再度、当委員会を開催した上で各世帯へ追加配分を行う。

また、今回の配分決定後に新たに対象となった世帯にも今回の対象者と同額を配分する。

(2) その他

新たに協議する事項等が発生した場合には、必要に応じ当委員会に諮り決定する。

5 義援金品の受付及び配分

(1) 受付

総務部総務課は、義援金品受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座を開設し保管する。義援品は、物資管理センターに保管する。

(2) 義援金品の配分

県の配分基準にしたがって配分する。なお、市単独で決定する場合は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

■配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	10
	半壊半焼世帯	5
	一部損壊世帯	1
義援品	避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金配分委員会における決定は不要とすることができる。	

※被災者世帯への配分において、床上浸水及び床下浸水の浸水被害については、住家の被害区分（り災区分）に準じた整理により一部損壊に含まれる。

久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱

久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 久留米市内に発生した災害により、被災した久留米市民に対し市内外から寄せられた義援金品を久留米市地域防災計画に基づき公平かつ効果的に配分するため、久留米市災害義援金品配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、義援金品の配分が完了するまでの間、設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、義援金品の配分にかかる次の事項について審議を行う。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の時期
- (4) 配分の方法
- (5) その他必要事項

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 久留米市社会福祉協議会長
- (2) 久留米市民生委員・児童委員協議会長
- (3) 久留米市都市建設部長
- (4) 久留米市健康福祉部長
- (5) 久留米市総務部長

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、必要な意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。